

お客様各位

平成28年7月1日

今年の梅雨は局地的な集中豪雨が多く、しかも、梅雨明け後は猛暑が予想されておりますので、この夏は注意が必要かもしれません。皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 固定資産税減税について
3. コラム～インバウンドと消費税について

## 1. 今月の事務

今月は7月11日が締めとなる事務が沢山あります。

### ①納期の特例の承認を受けている場合の源泉徴収税額の納付

給与や退職金などから源泉徴収した所得税・復興特別所得税の納付期限は、原則として徴収日の翌月10日ですが、「従業員数が常時10人未満」の事業所は、手続きの負担を減らすため、年2回にまとめて納付できる「納期の特例」があります。この特例の承認を受けている場合、1月～6月分の源泉徴収税額をまとめて7月11日までに納付します。

### ②健保・厚年の被保険者報酬月額算定基礎届の提出

社会保険に加入している事業所は、7月1日現在で使用しているすべての被保険者の4月～6月に支払った賃金について「被保険者報酬月額算定基礎届」に記入し、7月11日までに提出しなくてはなりません。届出用紙が6月中に郵送されているはずですが、手元にない場合は取り寄せてください。

### ③労働保険の年度更新手続きの期限

労働保険の年度更新手続き（「概算・確定保険料／石綿（アスベスト）健康被害救済法一般拠出金申告書」の提出および保険料等の納付）の期限は7月11日です。手続きが遅れると、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）が課されることがありますので注意してください。なお、拠出金は、特別加入者や雇用保険のみ適用の事業所は対象外となりますので。

## 2. 固定資産税減税について

今月に施行される中小企業等経営強化法について、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画を策定し、主務大臣の認定を受けると中小企業者等は固定資産税が減税されます。

この減税制度は、一定の設備を導入した場合に、3年間固定資産税が半分とされるもので、対象となる機械装置は、①販売開始から10年以内、②旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産性、精度等）が年平均1%以上向上、③1台又は1基の取得価額が160万円以上、であることが設備の要件とされます。

主務大臣の認定を受ける経営力向上計画については、現状認識、目標、取組内容などを記載する実質2枚の様式で済みます。通常は計画の認定後に、設備の取得という流れで設備投資を行わなければならないのですが、今回に限り、計画の申請前による取得でも、設備の取得から一定期間内に計画が受理された場合には、適用できるそうです。先に設備を購入してしまっても、適用される可能性が高いので、認定申

請を検討しましょう。

### 3. コラム～インバウンドと消費税について

先月は3月決算の株主総会が開催され、各社の業績は良く、その中で外国人観光客（インバウンド）の爆買いによる過去最高益を達成した会社が化粧品や電鉄会社を中心に多数出たようです。

平成 27 年度に日本を訪れた外国人観光客数が前年度比 45.6%増の 2,136 万人となり、初めて2千万人の大台を超えました。更に、政府は「平成 32 年に4千万人、42 年に6千万人」へ引き上げており、インバウンドの増加が大きな政策目標になっています。

これは、インバウンドの国内での消費を当てにしているからでしょう。確かに、その経済効果は大きく、インバウンドの日本での消費額は27年度に3.5兆円で、国内の自動車部品や半導体など電子部品の輸出額と並ぶそうです。政府はインバウンドの消費額を平成42年には15兆円に増やす方針で、むしろ、観光立国を新三本の矢に入れても良かったのではと思える程です。

ここで、インバウンドの爆買いの発生要因を税制面から整理しますと、インバウンドなどの非居住者に対して通常生活の用に供する物品を一定の方法で販売する場合には、消費税免税店（輸出物品販売場）制度により、消費税が免除されることが大きいです。いわば、短期間で出国するインバウンドへの販売は輸出と同様の効果があり、国策として推進しているわけです。

更に、平成 26 年には消費税免税対象品が拡大され、従来は家電や衣類、かばんなど一般物品に制限されていたものが、食品・飲料類、薬品類や化粧品類等の消耗品も対象となりました。そして、免税の対象金額が1店舗、1日あたりの購入額が1万円超から改正で追加された消耗品については5,000円超で良くなったのです。つまり、免税対象とするため、無理して買っているとも言えそうです。

5月からは、免税の対象となる最低購入金額が、一般物品においては1万円以上から5千円以上に引き下げられました。

但し、4月以降は急激な円高と熊本地震により訪日ペース及び爆買い金額が落ちているそうですが、国策として長期的にインバウンド需要は増えていきますので、新規ビジネスとしてインバウンド需要を取り込んでいくことが重要になると考えます。

今後、インバウンド消費の中心が、爆買いからリピーターや長期滞在に移ると、宿泊施設が不足するため、民泊の要件緩和が示されています。

規制改革実施計画では民泊すべてについて180日以下の年間営業日数上限を設ける方向で、空き民家を活用して、年間180日以下の民宿事業が伸びるのかもしれない。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>